

訪問看護 重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生省令第37号(厚生労働省令第79号改正)第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	訪問看護ステーション椿
所在地	熊本県熊本市中央区本山3丁目5-15
法人種別	株式会社 プラスワン
代表者名	古賀 大地
電話番号	096-288-5122

2. 事業者が有する介護保険法令に基づき熊本県知事から指定を受けている指定された事業所(同県)

介護保険法令に基づき、熊本県知事から指定を受けている事業所名称(指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき熊本県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
つばき園訪問介護ステーション 熊本市指定 4370200760号	訪問介護・第1号訪問介護
訪問介護ステーション椿 熊本市指定 4370105712号	訪問介護・第1号訪問介護
つばき園デイサービスセンター 熊本市指定 4370107270号	通所介護・第1号通所介護
椿レンタルケア 熊本市指定 4370107288号	福祉用具貸与販売・介護予防福祉用具貸与販売

3. ご利用事業所

事業所名称	訪問看護ステーション椿
指定番号	熊本市指定 4360190559号
所在地	熊本県熊本市中央区本山3丁目5-15
電話番号	096-288-5122

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治の医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

運営の方針

- (1) 訪問看護ステーション 椿(以下、事業所という。)の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (3) 事業所は必要ときに必要な訪問看護の提供が行えるよう事業体制の整備に努めます。

5.看護サービスの内容

- ・ 一般状態の観察（体温・血圧・脈拍・呼吸）
- ・ 病状観察
- ・ 床ずれの処置・予防・指導
- ・ インスリンの施注
- ・ 胃婁、吸引、バルンカテーテルなどの各種カテーテル類の管理
- ・ 在宅酸素、などの管理
- ・ 認知症、精神疾患の方の心身ケア、悩み相談
- ・ リハビリ（日常生活の指導・訓練）
- ・ 食事、排泄の介助
- ・ 家族、介護者に対する指導
- ・ ターミナルケア
- ・ 点滴

6.ご利用事業所の職員体制

職 種	常 勤	非 常 勤	計
管 理 者	1	0	1
看 護 師	2	2	4
准看護師	2	2	4
理学療法士	2	1	3
言語聴覚士	0	1	1

7.営業日・営業時間

営業時間	9 : 00～18 : 00
営 業 日	年中無休

8.営業地域

通常の営業地域	熊本市
---------	-----

(注) 上記以外の地域への訪問看護では交通費は実費の扱いとなります。

9.利用料

基本利用料として健康保険法等または高齢者医療確保法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。

利用者は、訪問看護ステーション椿の料金表に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払います。

介護保険

- ・ 介護保険の被保険者で要介護状態の認定を受けて主治医が必要と認めた場合ご利用できます。

○訪問看護費の基本単位

			※①准看護師
所要時間20分未満の場合	312単位	⇒	281単位
所要時間30分未満の場合	469単位	⇒	422単位
所要時間30分以上1時間未満の場合	819単位	⇒	737単位
所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	1,122単位	⇒	1,010単位
理学療法士等の場合 1回(20分以上)	297単位		
(6回/週まで)			1単位=10円

(理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問です。)

※減算について

- ①准看護師が指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90を算定します。
- ②同一建物等の減算定 当該利用者に対して100分の90に相当する単位数を算定します。
 - ・ 訪問看護事業所の所在する建物と同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物、訪問看護事業所と同一建物に居住する利用者
 - ・ 訪問看護事業所における1月あたりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物の利用者

※加算について

- ①早朝・夜間、深夜加算
 - *早朝(6~8時)・夜間(18~22時)・・・25%増し
 - *深夜(22~6時)・・・50%増し

②特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合は、別に厚生労働大臣が定める区分に応じて、1月につき次に掲げる所定単位数を特別管理加算として加算します。

- (1) 特別管理加算Ⅰ：500単位 (2) 特別管理加算Ⅱ：250単位

③緊急時訪問看護加算

24時間利用者・ご家族からの相談や連絡に対応することができ、緊急時の訪問ができる体制を整えているため、1月に574単位算定します。

緊急時訪問を行った場合は、当該緊急訪問の所要時間に応じた所定単位数を算定。なお、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定します。

④ターミナルケア加算 2000単位

厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に基づき、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者と連携の上、対応いたします。

※利用料として、介護保険の自己負担割合に応じた額をお支払いいただきます。

医療保険

- ・ 主治医が必要と認めた場合ご利用できます。
 - ① 介護保険の対象でない非該当者
 - ② 介護保険の利用対象のうち厚生労働大臣が定めた疾患など

- ・ 料金について
 - 後期高齢者医療・・・1割または3割
 - 医療保険・・・3割、70歳以上75歳未満の高齢受給者は2割（一般及び低所得者）又は3割（現役並所得者）

- ・ 日用品・死後の処置などは自費となります。
- ・ 公的負担制度の利用ができます。
(特定疾患・生活保護・重度心身障害者)

*訪問看護ご利用にあたっては、主治医の指示書が必要です。その為、指示書代 3,000 円の1割 300 円がご利用負担金としてかかりつけの病院より請求されます。

10.緊急時の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、緊急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

連絡先

ご利用者(家族) _____

主治医 _____

11.暴力への対応

利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力等があった場合、サービスを中止する場合があります。

12.苦情申し立て窓口

訪問看護ステーション 管理者 吉村 渉 平日 9:00 ~ 17:00	096-288-5122
熊本市の高齢介護福祉課	096-328-2347
国民健康保険団体連合会 介護事務審査課相談窓口	096-214-1101

令和 年 月 日

訪問看護の提供を開始するに当たり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

居宅サービス事業者

所在地 訪問看護ステーション椿

説明者 管理者 吉村 渉 (印)

私は、本書面により、事業者から訪問看護の利用に察し、重要事項の説明を受けました。

ご利用者 住所
氏名 (印)

ご家族（代理人） 住所
氏名 (印)